

新 旧 対 照 表

静岡県建設工事請負契約約款

改正前	改正後
静岡県建設工事請負契約約款 (令和 2 年 10 月最終改正)	静岡県建設工事請負契約約款 (令和 3 年 4 月最終改正)
(前金払) 第34条 (略) 2～8 (略) 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 <u>2.6</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	(前金払) 第34条 (略) 2～8 (略) 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 <u>2.5</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
(解除に伴う措置) 第46条 (略) 2 (略) 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額 になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 <u>2.6</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ発注者に返還しなければならない。 4～9 (略)	(解除に伴う措置) 第46条 (略) 2 (略) 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額 になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 <u>2.5</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ発注者に返還しなければならない。 4～9 (略)
(発注者の損害賠償請求等) 第46条の2 (略) 2～4 (略) 5 第1項1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.6</u> パーセントの割合で計算した額を請求することができる。 6 (略)	(発注者の損害賠償請求等) 第46条の2 (略) 2～4 (略) 5 第1項1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.5</u> パーセントの割合で計算した額を請求することができる。 6 (略)
(談合等の不正行為に係る違約金) 第46条の3 (略) 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 <u>2.6</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。	(談合等の不正行為に係る違約金) 第46条の3 (略) 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 <u>2.5</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第46条の4 (略)

2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(制裁金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(受注者の損害賠償請求等)

第46条の4 (略)

2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(制裁金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。